

論争を呼んだ「公取」調査報告



参議院議員政策担当秘書 岡田 裕一

ガバナンスの強化や内部留保の透明化などの改革が進められる社会福祉法人。ここに来て、課税問題が再燃し始めた。火をつけたのは、公正取引委員会だ。これについては、自民党内でも反発の声があがっている。公取委の調査報告をどう受け止めるか。この問題に詳しい岡田裕一氏に分析してもらった。

公正取引委員会が9月5日、介護分野の現状について調査・検討を行い、競争政策上の考え方を整理した調査報告書をまとめ、発表した。

①多様な事業者の新規参入②公平な競争条件③事業者による創意工夫の発揮④利用者による適切な選択、の4つを柱とした報告書だが、特に論争を呼んだのが、特養事業への株式会社参入、社会福祉法人への課税などに関する内容である。

早速「炎上」したのが自民党社会保険制度特命委員会介護PTだ。これまで党としては、同じ指摘を再三、財務省財政制度審議会や規制改革会議などから受けてきた。それをほねのけの代わりに、社会福祉法人の内部留保を地域公益活動に投下することや、法人内部への評議員会の設置、会計監査人による監査などを盛り込んだ社会福祉法人改革法を呑み、今年4月に施行させたばかりだ。

そもそもなぜ公取が介護



そもそもなぜ「公取」が

民間事業者の市場における競争の促進や、消費者の権利保護を目的とする。独占禁止法、私的独占の禁止、カルテルや入札談合など不当取引の制限、事業者団体の規制、合併や株式取得などの企業結合の規制、共同ボ

「社会福祉法人への課税」提言 非現実的だが、新たな火種に 関心薄い「混合介護」

政策に関する提言をするのイコトや不当販売、再販か、という声も多い。公取の根拠法たる独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることである。市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者はより安く優れた商品を提供し、消費者はニーズに合った商品を選択できる。

独占禁止法の具体的な対象範囲は、私的独占の禁止、カルテルや入札談合など不当取引の制限、事業者団体の規制、合併や株式取得などの企業結合の規制、共同ボ

「社会福祉法人への課税」提言 非現実的だが、新たな火種に 関心薄い「混合介護」

公正取引委員会が9月5日、介護分野の現状について調査・検討を行い、競争政策上の考え方を整理した調査報告書をまとめ、発表した。

「社会福祉法人への課税」提言 非現実的だが、新たな火種に 関心薄い「混合介護」

おかたゆうじ 慶應義塾大学法学部卒。同大学院法学研究科修士課程修了。大学院在学中に国会議員政策担当秘書資格試験に合格し、2002年より現職。

者の適切な選択を通じて、利用者に提供される介護サービス

「社会福祉法人の財産は最終的に国庫に帰属する」という制度の大前提に大きな穴を開けることになる。投資や出資が許されるなら、余った財産は国に返すなら、いならば使い込んでしまえ、というところになる。この今回の公取報告書の非現実性が垣間見える一例である。

第2の柱である「公平な条件の下での競争」については、社会福祉法人は、原則として、法人税、住民税を課税する。また、社会福祉法人が提供するサービスと保険外サービスとを合わせた同時提供を可能とする。また、社会福祉法人が提供するサービスと保険外サービスとを合わせた同時提供を可能とする。また、社会福祉法人が提供するサービスと保険外サービスとを合わせた同時提供を可能とする。

「国が整備促進するユニツト型よりも、むしろ多床室型を増やすこと」が提案されている。厚労省が長年にわたって、今もなお喧々譁々議論しているテーマだ。このように、今回の公取の報告書は細かく見て行くと暴論も多い。

「社会福祉法人の財産は最終的に国庫に帰属する」という制度の大前提に大きな穴を開けることになる。投資や出資が許されるなら、余った財産は国に返すなら、いならば使い込んでしまえ、というところになる。この今回の公取報告書の非現実性が垣間見える一例である。

DVD販売 地域包括ケアの実践 北海道美瑛町の取り組み 全2巻セット ¥54,000円+税 各巻 ¥30,000円+税